

公 示 送 達 書

佐世保市公告第 338 号
令和 8 年 10 月 1 日

佐世保市長 宮島大典

下記の書類は、送達を受けるべき者の住所、居所が不明であり、送達することができないので、行政手続法第 15 条第 3 項の規定に基づき公示送達します。

この書類は、佐世保市長が保管していますので、送達を受けるべき者の申し出に応じて交付します。

送達する書類の名称	書類の送達を受けるべき者 (氏名又は名称)
児童手当 支給事由消滅通知書	LI WENYAN

(注意)

行政手続法第 15 条第 4 項の規定により、この掲示をした日から起算して 2 週間を経過したときに当該通知が到達したものとみなされます。